

BNI外国送金用口座取引規定

1. (口座開設と解約)

(1) 本外国送金用口座（以下「TRF口座」という。）は、バンクネガラインドネシア東京支店（以下「当行」という。）の裁量により開設されるものであり、当行が適当と判断したときは、自由に解約できるものとします。

(2) 送金資金受領後といえども、当行が支払指図を発信する前に次の各号の事由の一つに該当すると認めるときは、解約できるものとします。その場合、解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。

- ① 当該送金が外国送金関連法規に違反するとき
- ② 戦争、内乱、もしくは関係銀行の資産凍結、支払停止などが発生し、またはそのおそれがあるとき
- ③ 当該送金が犯罪、マネーロンダリング、その他反社会的活動等に関連している可能性があるとする疑いに足る相当の事由があるとき
- ④ 送金目的、資金の原資等が確認できる資料、申告書その他当行が要請する必要書類を提出していただけないとき
- ⑤ 本人確認事項に疑義が生じたとき

(3) 2年以上にわたりご使用されない口座は、自動的に解約になります。

2. (送金の受付)

(1) 開設されるTRF口座は、送金専用口座とし、その資金は三井住友銀行の指定口座（TRF口座と同一番号）を通してのみ受け取るものとします。TRF口座でお預かりした資金は、その口座で指定された受取人宛外国送金を行うために自動的に引落しされるものとします。

(2) 当行は、三井住友銀行にある当行の指定口座に資金が入金された場合にのみ責任を負い、その国内振込についての責任を負うものではありません。また、国内振込人名が当行の指定した振込人名と相違する場合、指定口座に入金できない場合があります。

3. (送金の実行)

(1) 毎営業日午後3時までに入金の確認ができた資金についてのみ当日扱いとなり、それ以降の資金は翌営業日扱いとさせていただきます。但し、円建て外国送金につきましては、当日午前11時までに入金の確認ができた資金のみ当日扱いとさせていただきます。尚、本人確認に疑義が生じた場合、マネーロンダリングおよびテロ資金供与の防止等に関連して原資の確認を要する場合等、法目的達成のための確認を要する場合には、送金を保留または停止することがあります。

(2) 支払指図の伝送手段は、当行が適当と認めるものを利用します。また関係銀行所定の手段についても、送金依頼人が特定した場合を除き同様とします。

(3) 当行は送金実行のために、日本および海外の関係各国の法令・制度・勧告・習慣、関係銀行所定の手続、または外国送金に用いられる伝送手段における要件等に従って、次の各号の情報のいずれか、または全てを支払指図に記載して関係銀行に伝達します。また、関係銀行からの求めに応じて情報を伝達する場合があります。尚、それらの情報は、関係銀行によってさらに送金受取人に伝達されることがあります。

① BNI外国送金用口座申込書兼告知書に記載された情報

② 送金依頼人の住所・口座番号、取引番号、その他送金依頼人を特定する情報

(4) 外貨建てで送金を行う場合に適用する為替相場は、当行の送金計算時における所定の為替相場とします。

(5) 送金通貨が受取人居住国の通貨と異なる通貨で行われた場合、受取人と支払銀行との間で別途取り決めがない限り、送金到着時の支払銀行所定の買取相場で換算の上、当該国の通貨にて支払われるものとします。

(6) 送金実行通知は、送金の都度、当店に登録された最新の住所に郵送いたします。発送の保留、停止はできません。尚、一定期間ごとの明細書はお出しいたしません。また、実行通知は、送金の内容訂正、組戻しの際ご提示いただきますので、大切に保管してください。

(7) 当行では、お客さまごとの月間（暦月）送金限度額を1百万円とさせていただきます。これを超える送金についてはあらかじめご相談ください。

4. (依頼内容の変更、取消・組戻し)

(1) お客様の都合により送金依頼内容の変更・取消・組戻しを行う場合、当行および関係銀行等で発生した費用はすべてお客様の負担とさせていただきます。尚、関係銀行による拒絶、法令による制限、政府等公的機関の措置等によりその取扱ができない場合があります。また、追加的費用が発生した場合には、後日請求することがあります。

(2) 組戻し返戻金は、返戻時の当行所定の買取相場にて送金金額を換算し、且つ当行および支払銀行の費用を差し引いた上、返金するものとします。

5. (災害等による免責)

下記の損害については、当行は責任を負いません。

- ① 戦争、災害、法令による制限、政府または裁判所等の公的機関の措置等やむをえない事由により生じた損害
- ② 当行が相当の安全対策を講じたにもかかわらず発生した、端末機、通信回線、コンピュータ等の障害、またはそれによる電信の字崩れ、誤謬、脱漏等により生じた損害
- ③ 関係銀行の所在国の慣習、手続きに従って取扱ったことにより生じた損害
- ④ 送金依頼人による登録番号（TRF口座番号、BNIコード）の利用相違により生じた損害
- ⑤ 受取人名相違、受取人口座番号相違等の送金依頼人の責に帰すべき事由により生じた損害
- ⑥ 送金依頼人から受取人へのメッセージに関して生じた損害
- ⑦ 送金依頼人と受取人または第三者との間における送金の原因関係にかかわる損害
- ⑧ その他当行の責に帰すべき事由以外の事由により生じた損害

6. (手数料・諸費用)

送金受付にあたっては、当行所定の手数料、関係銀行の手数料その他この取引に関連して必要となる手数料および諸費用をいただきます。

以上